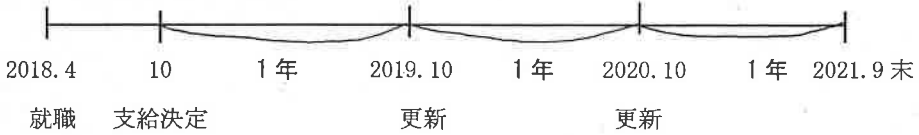
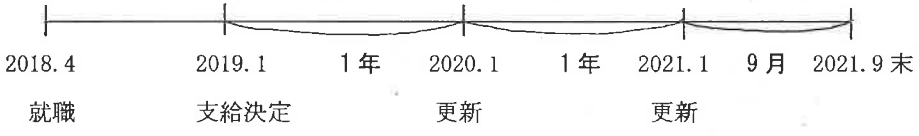
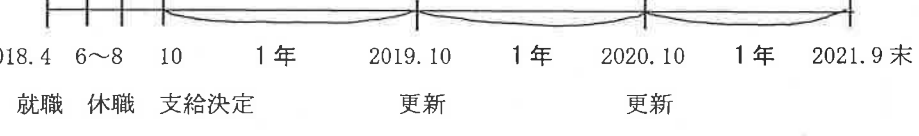


就労定着支援について

区 分	内 容						
サービス内容 (法第5条 第15項)	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。						
対象者	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者（ <u>休職期間を含む</u> ）とする。						
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書 ・受給者証（現に支給決定又は地域相談支援給付決定を受けている場合） ・サービス等利用計画（案） ・原則、在職証明書（別紙1） <p>ただし、やむを得ない事由により、在職証明書の提出が困難な場合、就労確認書（別紙2）による代用も可とする。</p> <p>（別紙1）：就労継続期間6月超について、就労先企業による証明。 （別紙2）：就労継続期間6月超について、就労定着支援事業所による確認。</p>						
認定調査	不要。前回の調査結果を用いる。 ただし、本人の状態等が大きく変化した場合は、調査を実施すること。						
支給量	支給決定の有効期間中における各月における暦日数『当該月の日数/月』						
支給決定期間	<table border="1" data-bbox="427 1361 986 1464"> <tr> <td>当初決定</td> <td>更新時</td> <td>更新時</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>1年</td> <td>1年</td> </tr> </table> <p>（例1）就労継続期間6月後に支給決定する場合</p>  <p>（例2）何らかの理由で就労継続期間9月後に支給決定する場合</p>  <p>（例3）休職期間がある場合</p> 	当初決定	更新時	更新時	1年	1年	1年
当初決定	更新時	更新時					
1年	1年	1年					

区 分	内 容
標準利用期間	3年（標準利用期間を超えて更新することはできない。）
併給不可	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助：自立生活援助の支援内容を包含するため。 ・自立訓練（生活訓練）：新たに生活に関する訓練は想定されないため。
暫定支給決定	行わない。
モニタリング 実施標準期間	3月間
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ雇用やトライアル雇用も雇用に含まれる。 ・雇用中も引き続き就労移行支援等のサービスを利用している場合は、就労移行支援等のサービス終了後、就労継続期間6月経過後に就労定着支援の支給決定が可能となる。（就労移行支援等には、6月のアフターフォローが義務付けられているため。） ・就労定着支援の支給決定前に転職した場合は、就労定着支援の対象者ではなくなる。（就労移行支援等を利用しての雇用が要件となるため。）よって、転職した場合は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐこと。 ・障害者本人が利用を拒否する場合以外は、就労継続期間6月経過後から確実にサービスを利用できるようにすること。